(カテゴリー)

#001 初めて動物実験を実施するために・・動物実験と実験動物

(質 問)

#000005

問 5. 動物実験の対象となる動物は何ですか?また、対象以外の動物を使用することは自由ですか?

(回答)

基本的に全ての動物が上記の規程の対象になります。ただ、日本では上記に示した動愛法や実験動物基準、その他の規定上の実験動物は哺乳類、鳥類および爬虫類となっており、これらの動物を研究等に使用するときは上記に示した厳格な対応が求められています。

一方、それ以外の動物、例えば魚類や両生類などは実験動物基準には「この基準の趣旨に沿って行うよう努めること」と書かれています(下記、参考参照)。これは、哺乳類、鳥類および爬虫類以外の動物を使用する場合は、上記に示した機関内規程の制定や動物実験計画書や飼養保管施設の審査等は不要ですが、苦痛の軽減等動物福祉や動物実験倫理に則った実験が求められています。

なお、日本国内のルールと外国のルールは必ずしも一致していません。欧 米やアジアの多くの国々では実験動物は「脊椎動物」となっているところが 多く、もしこれらの国々の研究者と共同研究したり、これらの国々の科学雑 誌等に論文等を投稿する場合には、動物実験計画書の倫理審査が求められる ことがあります。また、一般に動物実験計画書の倫理審査は実験の後では審 査されません。従って、研究等に生きた動物を使用する場合には、事前にそ こから得られたデータ等をどの様に利用するのか、動物実験倫理委員会から 動物実験計画書等の審査を受けるべきか否かを十分に検討する必要がありま す。例えば、ゼブラフィッシュ(魚類)を研究に使用する場合は、日本では 動物実験計画書の審査は求められませんが、これらの論文を外国の雑誌に投 稿する場合は、多くの場合審査が求められます。 従って、事前に動物実験倫理委員会に相談し、計画書の倫理審査を受ける必要があります。

~参考~

○「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」

第2 定義

(3) 実験動物

実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺(ほ) 乳類、鳥類又は爬(は)虫類に属する動物(施設に導入するために輸 送中のものを含む。)をいう。

第5 準用及び適用除外

管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの基準の趣旨に沿って行うよう努めること。以下略。